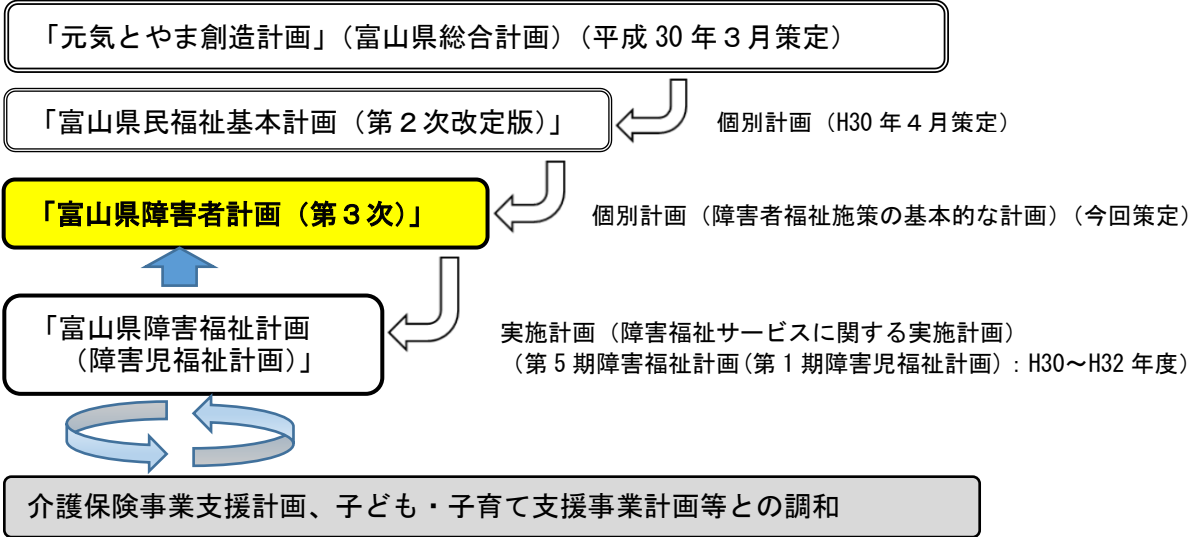


「障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」について

「障害者計画」：障害者施策に関する基本的な計画
 「障害福祉計画（障害児福祉計画）」：「障害者計画」の実実施計画として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策を定めるもの

1 計画の位置付け



2 「障害者計画」と「障害者福祉計画（障害児福祉計画）」との関係

	障害者計画（現行）	障害福祉計画〔※障害児福祉計画〕
根拠条文	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条第1項 ※児童福祉法第33条の22第1項
性格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期（本県は5年間） （第3次計画：平成26～30年度）	3年間 （第5期計画（※第1期計画）：平成30～32年度）
数値目標	32指標	22項目
主な内容	1 互いに認め、尊重し、支えあいながら暮らす地域づくり 2 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進 3 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実 4 快適で安心して暮らせる生活環境の整備	1 平成32年度までの数値目標 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行 ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援体制の整備 2 平成32年度までの各年度の障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込並びにその見込量の確保のための方策 3 平成32年度までの障害者支援施設の必要入所定員数 4 地域生活支援事業の実施に関する事業